

制 度 名	救 济 制 度 の 内 容	窓 口
児童扶養手当・特別児童扶養手当の所得制限の特例措置	被災者等に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当の所得制限の特例措置	・市役所 ・町村役場
特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の所得制限の特例措置	被災者に対する特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の所得制限の特例措置	・保健福祉環境事務所 ・市福祉事務所 ・町役場
社会福祉施設災害復旧費に対する補助	社会福祉施設の建物、設備の災害復旧事業に対する補助	・県保健福祉部各課 高齢者福祉課 障害者福祉課 児童家庭課
保健衛生施設の災害復旧費に対する補助	厚生労働大臣に協議し厚生労働大臣が承認した施設の災害復旧に要する経費に対して補助を行う。対象施設は精神病院、精神障害者社会復帰施設、精神科デイケア施設等	・障害者福祉課
独立行政法人福祉医療機構による災害復旧資金の貸付	各医療関係施設の開設者（地方公共団体を除く）に対する災害復旧等に必要な長期運転資金の貸付	・独立行政法人福祉医療機構大阪支店 ・独立行政法人福祉医療機構代理店（市中銀行等） ・医療指導課
精神障害者措置入院費の減免	災害により所得減少等があった措置患者又は扶養義務者に対する措置費の減免	・保健所 ・障害者福祉課
環境衛生金融公庫災害貸付 (国民生活金融公庫) H11.10.1名称変更	環境衛生関係営業者に対する低利の災害復旧設備資金の貸付 環境衛生関係者 飲食店営業、喫茶店営業、理容業、美容業、クリーニング業、興業場営業、旅館業、浴場業、食肉・食鳥肉販売業、冰雪販売業等	・生活衛生課 ・環境衛生金融公庫代理店(国民金融公庫、市中銀行等)
福岡県立病院使用料及び手数料の減免	県立病院の使用料及び手数料の減額又は免除	・県立病院
国民健康保険医療費一部負担金の減免	被災被保険者が国民健康保険の医療の給付を受ける場合の一部負担金の減免	・市（区）役所 ・町村役場

(商工関係)

制 度 名	救 濟 制 度 の 内 容	窓 口
中小企業振興資金融資制度	経済対策資金をはじめとした、制度融資の積極的活用 小口事業資金 長期経営安定資金 経済対策資金 等	・商工会議所 ・商工会 ・中小企業団体 中央会 ・金融機関
中小企業等協同組合法による火災共済関係	福岡県火災共済協同組合加入の被災中小企業者に対する火災及びその他の災害時における損害補償	・商工会議所 ・商工会 等の代理所
中小企業金融公庫災害復旧貸付	被災中小企業者に対する再建（運転及び設備）資金の貸付	・中小企業金融 公庫 ・取扱金融機関
商工組合中央金庫災害復旧貸付	被災中小企業者に対する再建（運転及び設備）資金の貸付	・商工組合中央 金庫
国民金融公庫災害復旧貸付	被災中小企業者に対する再建（運転及び設備）資金の貸付	・国民金融公庫
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	被災中小企業者の再建資金の借り入れに対する災害関係の保証 (激甚災害の場合のみ)	・信用保証協会
中小企業高度化資金貸付金の償還の猶予	中小企業高度化資金の融資を受けている者に対する償還の猶予 (激甚災害の場合など)	・商工事務所 ・経営金融課
高度化資金 (災害復旧高度化資金)	既存の高度化事業施設が罹災し、その復旧を行う場合や、復旧に際して新たに高度化事業を行う場合に貸付 (災害救助法の適用があった場合のみ)	・商工事務所 ・経営金融課

(農林水産関係)

制 度 名	救 濟 制 度 の 内 容	窓 口
農地、農業用施設の災害復旧	農地、農業用施設に対する災害復旧事業費の一部補助	・市役所 ・町村役場 ・農地整備課
農林漁業金融公庫による農業基盤整備資金の貸付 (農業基盤整備資金) * 1	被災した農地、牧野又はその保全利用上必要な施設の復旧に必要な低利資金の貸付	・市役所 ・町村役場 ・農協 ・県農林事務所 ・県信用農協連合会 ・農地計画課
農林水産業共同利用施設災害復旧事業 * 2	農業協同組合等が所有する共同利用施設に対する災害復旧事業費の一部補助	・県農林事務所 ・農業経済課 ・林政課
天災融資法による経営資金の貸付 (天災資金)	被災農林漁業者に対する農林漁業の経営等に必要な低利資金の貸付 (天災融資法が発動された場合)	・農協、漁協 ・市役所 ・町村役場 ・農業経済課 ・林政課 ・水産振興課
農林漁業金融公庫による農業経営維持安定資金の貸付 (災害資金)	被災農業者に対する経営再建又は減収補填に対する低利の資金の貸付	・農協等の融資機関 ・農業経済課
農林漁業金融公庫による農林漁業施設資金の貸付 (災害復旧資金) (* 1 · * 2 · * 3 · * 4 · * 5 を含む)	農業協同組合等が所有する共同利用施設等の復旧に必要な低利資金の貸付	・農協、漁協 ・農林漁業金融公庫取扱金融機関 ・農業経済課 ・林政課 ・水産振興課
農業改良資金の支払猶予	被災農業者に対する貸付金償還金の1年以内の支払猶予	・農協 ・農業経済課 ・県農林事務所
農業近代化資金の償還期間(期限)の延長	農業近代化資金の貸付を受けた農業者で償還中の者が特別の事情により償還が困難となった場合に、法定の期間(期限)内で、償還期間(期限)の延長	・農協等の融資機関 ・農業経済課
農業災害対策資金の貸付 (農業災害対策資金)	被災農業者に対する経営の維持に必要な低利資金の貸付 ・一般災害 常設 ・特別災害 被害が著しくかつ、地域農業に及ぼす影響が大きい場合に発動	・農協 ・市役所 ・町村役場 ・農業経済課 ・県農林事務所

制度名	救済制度の内容	窓口
農業災害補償制度 (農業共済制度)	農業共済加入の被災農業者の災害に対する補償	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県農業共済組合連合会 ・農業共済組合 ・農業共済実施の市町村 ・農業経済課
造林補助事業	人工造林地の気象災害等被害跡地の造林に対する補助	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所 ・町村役場 ・森林組合 ・県農林事務所 ・緑化推進課
森林国営保険法による災害保険 (森林国営保険)	保険加入者に対する森林火災及び気象災害の損失、損害補填	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・森林組合 ・緑化推進課
農林漁業金融公庫による林業基盤整備資金 (復旧造林) * 3	激災法に関する法律施行令で告示された市町村の区域内で行う造林事業であり、かつ、森林災害復旧事業事務要領に基づく事業であるもの	・林政課
農林漁業金融公庫による林業経営安定資金 (林業経営維持) * 4	樹苗又は特用林産物に係る災害により必要とする資金	・林政課
農林漁業金融公庫による沿岸漁業経営安定資金(災害) * 5	沿岸漁業に著しい支障を及ぼす物的、経済的損害で、経営再建費のほか、他の手段で補填不能な収入減補填に必要な資金	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協 ・水産振興課
林業改善資金の支払猶予	被災林業者に対する貸付金償還金の支払猶予	<ul style="list-style-type: none"> ・森林組合 ・林政課
(国庫補助) 災害関連緊急治山事業 「県営」	民有林で、保安林あるいは、保安林に指定されることが確実なもので、被災した林地の緊急な災害復旧(当年度内実施のもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・県農林事務所 ・治山課
(国庫補助) 復旧治山事業 「県営」	民有林で、保安林あるいは、保安林に指定されることが確実なもので、被災した林地の災害復旧(次年度以降実施のもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・県農林事務所 ・治山課
(国庫補助) 林地崩壊防止事業 「市町村営」	民有地で、激甚災害により被災した林地の復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・県農林事務所 ・治山課
(県単) 県単独治山事業 「県営」	民有林で、上記国庫補助の対象とならない緊急に復旧すべき小規模な林地の災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・県農林事務所 ・治山課
漁業近代化資金の償還期間延長	漁業近代化資金の貸付を受けた漁業者で、償還期間中の者が天災等特別の理由により償還が困難となった場合に、法定の期間(期限)内で償還期間の延長を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協 ・水産振興課

制 度 名	救 济 制 度 の 内 容	窓 口
沿岸漁業改善資金の償還金支払猶予	沿岸漁業改善資金の貸付を受けた漁業者で災害等やむを得ない理由により貸付金の償還が困難と認められる場合に償還金の支払いを猶予する。	・漁協 ・水産振興課
漁船損害等補償法による漁船損害等補償 (漁船保険)	福岡県漁船保険組合の加入者及び団体に対する漁船の復旧、更新等の補填	・漁協 ・福岡県漁船保険組合 ・漁政課
漁業災害補償法による漁業共済 (漁業共済)	福岡県漁業共済組合加入の被害漁業者に対する損失、損害補填	・漁協 ・福岡県漁業共済組合 ・水産振興課
農林漁業金融公庫による漁船資金の貸付	沈没又は破損により使用不能となった漁船の代船の建造 ・取得ほか	・水産振興課 ・漁政課

(労働関係)

制 度 名	救 濟 制 度 の 内 容	窓 口
労働保険料の納付猶予	納付義務者が災害その他の事由により、納付期限内に債務を履行することが困難となった場合にその履行の請求を緩和し、納付義務者に資金の調達の時間的余裕を与える	・福岡労働局
雇用保険	雇用保険受給資格者が、天災その他やむを得ない理由により所定の認定日に出頭できなかった場合は、官公署たとえば市町村長、鉄道駅長等の証明書または安定所長が適当と認める者の証明書の交付を受け、事故がやんだ後における最初の失業認定日に出頭してこれを提出したときは、証明書に記載された期間内に存在した認定日において、認定すべき期間を含めて失業の認定を行うことができる。	・職業安定所

(建築関係)

制度名	救済制度の内容	窓口
災害復興住宅資金の貸付	被災家屋所有者等に対する災害復興のための低利の住宅購入資金等の貸付	・住宅金融公庫 ・建築指導課
仮設建築物に対する制限の緩和	被災区域等における建築物の応急修繕工事等を行うもの又は応急仮設建築物の建築で被災日から1ヶ月以内に工事着手するものについての法定基準や建築確認等の制限の緩和	・土木事務所建築指導課 ・建築指導課
建築確認申請手数料等の減免	根拠：福岡県建築都市関係手数料条例第4条 (手数料の減免) 1、災害により住宅が消滅し、又は、破損した場合において、当該災害が発生した日から6ヶ月以内にこれに替わる住宅を建築し、若しくは破損した住宅について大規模な修繕をするとき、又は自ら居住する住宅の建設に係る敷地を造成するときは、一の住宅に係るものに限り建築物の確認申請、完了検査申請及び中間検査申請の手数料はこれを免除する。 2、災害その他特別の理由があると知事が認めるとき、建築物、工作物及び、建築設備に関する確認申請、完了検査申請及び中間検査申請の手数料の金額は、当該各項の規定により算出された金額の2分の1の金額とする。	・土木事務所建築指導課
応急仮設住宅の供与	災害により住家が全壊又は流失し、居住する住家がなく自らの資力で住宅を得ることができない者に対する応急仮設住宅の供与 (災害救助法適用市町村のみ)	・保健福祉課 ・住宅管理課 ・市町村
県営住宅への特定入居	災害によって住宅を滅失した者に対する入居措置	・住宅管理課 ・福岡県住宅供給公社
県営住宅の一時使用	災害で住宅を失った者及び居住できない状態にある住宅困窮者に対して、緊急避難先として県営住宅を一時的に使用させる 一時使用期間 原則1ヶ月 一時使用料 免除	・住宅管理課 ・福岡県住宅供給公社

(教育関係)

制 度 名	救 济 制 度 の 内 容	窓 口
授業料免除等	災害を受けた県立高等学校の生徒に対する授業料の免除	・学校
日本学生支援機構奨学金の貸与	高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学、大学院に就学する被災家庭の生徒、学生に対する緊急奨学生の採用	・学校
教科書の無償配布	災害のための家屋に被害を受け、教科書を滅失、毀損した小・中学校の児童・生徒に対する教科書の無償配布 (災害救助法の指定地域のみ)	・市役所 ・町村役場 ・学校
福岡県が設置する大学等の授業料等の減免	天災その他不慮の災害により、学費の負担に堪えられなくなった者について授業料等の減免を行う (福岡県が設置する大学の授業料等の減免等に関する規則 第2条第1号)	・各県立大学学生課 ○九州歯科大学 (093-582-1131) ○福岡女子大学 (092-661-2411) ○福岡県立大学 (0947-42-2118)

(税務関係)

制 度 名	救 济 制 度 の 内 容	窓 口
国税の減免、及び納税の猶予等	・所得税の減免、源泉所得税の徴収猶予、相続税・贈与税の免除等 ・法人税、消費税の申告期限の延長	・税務署
県税の減免及び徴収の猶予等	個人事業税、自動車税、不動産取得税等の減免、徴収猶予、法人事業税、軽油引取税等の申告期限の延長	・県税事務所 ・税務課
市町村税の減免及び徴収猶予等	個人住民税（都道府県民税、市町村民税）、固定資産税等の減免、徴収猶予、納期限等の延長	・市（区）役所 ・町村役場

(その他)

制 度 名	救 济 制 度 の 内 容	窓 口
郵便貯金等の非常取扱	①郵便貯金、郵便為替の非常即時払い ②簡易保険等の非常即時払い、保険料の特別払込み猶予 ③郵便年金掛け金の特別払込み猶予等 (災害救助法の適用があった場合のみ)	・郵便局

(他の相談)

相 談 内 容	窓 口
河川道路等の災害一般	・道路維持課 (内線) 4488 ・河川課 (内線) 4523 ・砂防課 (内線) 4565
消費生活相談全般	・福岡県消費生活センター 092 (632) 1600 092 (632) 0999 (相談) FAX092 (632) 0322 ・久留米市消費生活センター 0942 (38) 7777 FAX0942 (32) 6213 ・飯塚市消費生活センター 0948 (22) 0857 ・北九州市立消費生活センター 093 (641) 9813 FAX093 (641) 9763 ・北九州市立黒崎消費生活センター 093 (641) 9782 ・北九州市立門司消費生活センター 093 (371) 8878 ・北九州市立消費生活センター戸畠相談窓口 093 (871) 0428 ・福岡市消費生活センター 092 (712) 2929 092 (781) 0999 (相談) FAX092 (712) 2765 ・宗像市消費者センター 0940 (33) 5454 ・田川市消費生活相談所 0947 (44) 2000 (内) 313 ・筑紫野市消費生活相談窓口 092 (923) 1111 (内) 444